



平成 29 年 2 月 24 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 壺 番 屋
代表者の役職名 代表取締役社長 浜島俊哉
(コード番号 7630 東証第1部・名証第1部)
(問い合わせ先) 常務取締役コーポレート本部長 阪口裕司
TEL 0586-81-0792

(経過・変更開示) ハウス食品グループ本社株式会社の孫会社である中国法人 3 社及び
ハウス食品グループ本社株式会社の子会社である台湾法人 1 社の取得 (子会社化)
に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 12 月 26 日付けにて、「(変更)『ハウス食品グループ本社株式会社の孫会社である中国法人 3 社及びハウス食品グループ本社株式会社の子会社である台湾法人 1 社の取得 (子会社化) に関するお知らせ』の一部変更について」を公表いたしました。平成 29 年 2 月 24 日付けの取締役会決議において、取得する法人を中国 1 法人及び台湾 1 法人の合計 2 社に変更することとし、それぞれの取得価額と日程について、以下の通り決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本件取得の理由

当社は、平成 28 年 9 月 26 日及び平成 28 年 12 月 26 日付けのリリースで、ハウス食品グループ本社株式会社の子会社及び孫会社にあたる海外法人 4 社を取得 (子会社化) するとお知らせし、取得条件について検討を進めてまいりましたが、最終的に、ハウスレストラン管理 (上海) 及び台湾カレーハウスレストランの 2 社を取得し、ハウス美家レストラン管理 (北京) 及びハウスレストラン管理 (広州) の 2 社については、取得を見送ることといたします。

当初は、ハウス食品グループ各社が運営を行ってきた外食事業を、当社の傘下に置いてマネジメントを行っていくことで、双方の強みがストレートに発揮でき、経営戦略上、合理的であるという判断の下、上記の海外 4 法人を当社が子会社化して直接マネジメントを行う計画としておりました。しかしながら、中国における経営環境の悪化により、当該 4 法人において当初の業績予想を下回る見込みとなったことから、あらためて業績予想を策定し、それに基づいて取得価額を再算定いたしました。

その結果、取得価額は当初を下回る金額となったものの、中期的な業績について検討した結果、今回は上記 4 社の中でも規模が小さく、赤字が継続する見込みとなっているハウス美家レストラン管理 (北京) 及びハウスレストラン管理 (広州) の 2 社の取得を見送ることとし、同 2 社を除く、ハウスレストラン管理 (上海) 及び台湾カレーハウスレストランの 2 社の取得を進めることとしたものであります。

2. 取得価額及び日程

(平成 28 年 12 月 26 日付け開示内容)

4. 取得する出資持分及び株式数、取得前後の所有出資持分及び所有株式の状況

| | ハウス美家レストラン管理（北京） | ハウスレストラン管理（上海） | ハウスレストラン管理（広州） | 台湾カレーハウスレストラン |
|--------------------|-------------------|----------------|-------------------|---------------|
| ④取得価額 （円価額は参考値） | 1 US \$ (102円) | 未定 | 1 US \$ (102円) | 未定 |

注：1 US \$ = 102円、1 新台幣ドル = 3.3円として換算

5. 日程

| | |
|----------|-----------------|
| ①取締役会決議日 | 平成 29 年 2 月（予定） |
| ②契約締結日 | 平成 29 年 2 月（予定） |
| ③株式取得完了日 | 平成 29 年 3 月（予定） |

(平成 29 年 2 月 24 日付け取締役会決議内容)

4. 取得する出資持分及び株式数、取得前後の所有出資持分及び所有株式の状況

| | ハウスレストラン管理（上海） | 台湾カレーハウスレストラン |
|--------------------|--------------------------|--------------------------------|
| ④取得価額 （円価額は参考値） | 2,955千US \$ (約334百万円) | 122,622 千新台幣ドル (約441百万円) |

注：1 US \$ = 113円、1 新台幣ドル = 3.6円として換算

ハウスレストラン管理（上海）の当初取得価額は、6,227千US \$

台湾カレーハウスレストランの当初取得価額は、181,882千新台幣ドル

5. 日程

| | |
|----------|------------------|
| ①取締役会決議日 | 平成 29 年 2 月 24 日 |
| ②契約締結日 | 平成 29 年 2 月（予定） |
| ③株式取得完了日 | 平成 29 年 3 月（予定） |

3. 今後の見通し

本件に伴う連結業績及び財務状況に与える影響につきましては、現在精査中であり、今後公表すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

4. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等に関する事項

本件は、当社の親会社であるハウス食品グループ本社株式会社及びその子会社との取引であり、当社にとって支配株主との取引等に該当いたします。

当社が平成 28 年 9 月 7 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書では、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「親会社を含む関連当事者との取引決定にあたっては、市場価格等を参考に合理的な価格とし、少数株主保護の観点から問題がないことを確認する方針としております。」と示しております。

本件取引に際しては、以下に記載のとおり、上記の方針に沿う形で必要な措置を講じており、上記方針の趣旨に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

前述のとおり、本件は当社にとって支配株主との取引等に該当するものであり、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が必要であることから、取得価額の決定に際し、価格決定における公正性を担保するため、当社は独立した第三者機関である苅谷公認会計士事務所に算定を依頼し、平成 29 年 2 月 10 日付で、持分価額計算報告書を取得しております。

また、当社は、ハウス食品グループ本社株式会社及び当社から独立した法律事務所であるアンダーソン・毛利・友常法律事務所より、本件取引に関する意思決定過程、意思決定方法等に関する法的助言を受けております。

なお、本日付けの取締役会決議は、会社法第 370 条の規定に基づいて成立したものとみなされる方法により行われているところ、当社の親会社であるハウス食品グループ本社株式会社から派遣されている非常勤取締役である大澤善行氏は、本件に係る決議には参加しておらず¹、かつ、これまでに開催された取締役会において、本件に係る審議にも参加しておりません。また、本件に係る議案は、上記大澤善行氏を除く 13 名（東京証券取引所に届け出ている独立役員 3 名（監査等委員である取締役）を含む）の全員一致により可決しております。

(3) 当該取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本件取引にあたり、支配株主であるハウス食品グループ本社株式会社と利害関係を有しない当社の監査等委員である社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている内藤充氏、織田幸二氏及び春馬葉子氏から、取締役会決議に先立って平成 29 年 2 月 20 日付の取締役会宛の意見書を入手しております。なお、同氏らからは、本件取引に関して、平成 28 年 9 月 23 日付の取締役会宛の意見書を入手しておりましたが、同意見の対象となった取引から、取得対象会社及び取得価額という取引の重要な内容が変更となったことから、今般、あらためて同氏らの意見書を入手したものであります。

その概要は、以下の①から④に記載の通りでございます。

①本件取引は、変更前の取引と同様に、当社を含むハウス食品グループにおける各社の役割分担や経営資源の最適配分といった観点から、グループ全体の経営戦略上合理的であることに加え、当社の海外事業全体の事業展開の方針にも合致して、当社にとって利益になりうるものであることから、正当な目的に基づき行われるものと認められます。なお、ハウス美家レストラン管理（北京）及びハウスレストラン管理（広州）の 2 社については取得の対象から除外されましたが、これは、中国における競争環境の悪化及びこ

¹ 当社の取締役大澤善行氏は、本件につき「特別の利害関係を有する取締役」（会社法第 369 条第 2 項）に該当すると認められるおそれがあるため、当該取締役会決議においては、同氏を除く当社取締役 13 名全員が本件に係る提案に書面で同意の意思表示をすることにより、本件に係る提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなされております。しかし、万一、同氏が「特別の利害関係を有する取締役」には該当しないと認められた場合、本件に係る提案について議決に加わることができる取締役全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示がなされていないこととなります。そこで、本件に係る提案については、当社取締役大澤善行氏も書面で同意の意思表示をしております。

れに伴う事業計画の見直しによるものであり、当社にとっては有利な形で取引内容を変更することができたことから、合理的な理由に基づくものと考えられます。

- ②本件取引に係る手続としては、変更前の取引と同様に、独立した立場である苺谷公認会計士事務所から持分価額計算報告書を取得した上で、ハウス食品グループ本社との間において対等の立場で交渉を行っていること、本件取引の手続について独立の法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を受けていること、さらに、本件取引に係る取締役会の審議においては、利益相反の可能性のある大澤善行取締役が参加しない措置を行っていることなどから、本件取引は公正な手続によるものであり、株主への十分な配慮がなされているものと考えられます。
- ③本件取引の条件としては、上記の通り独立した立場である苺谷公認会計士事務所から持分価額計算報告書を取得し、本件の事情に適した合理的な算定方法によって評価額を算定していること、出資持分及び株式取得に係る契約書において、当社にとって特段不合理な条項が設けられていないことなどから、本件取引に関する条件は妥当かつ公正なものであると考えられます。
- ④上記①ないし③における検討を踏まえ、本件取引は当社の少数株主にとって不利益なものとはいえないと思量されます。

以上

(参考) 直近の経営成績及び財政状態 (見込み)

ハウスレストラン管理 (上海) (千人民元)

| 決算期 | 2016年12月期 |
|-------|-----------|
| 純資産 | 32,121 |
| 総資産 | 40,333 |
| 売上高 | 135,690 |
| 営業利益 | ▲5,692 |
| 当期純利益 | ▲22,603 |

台湾カレーハウスレストラン (千新台幣ドル)

| 決算期 | 2016年12月期 |
|-------|-----------|
| 純資産 | 144,357 |
| 総資産 | 210,950 |
| 売上高 | 474,644 |
| 営業利益 | 19,302 |
| 当期純利益 | ▲20,473 |

(参考) 海外子会社2社の店舗数 (店)

| | 平成29年1月末 |
|-----------------|----------|
| ハウスレストラン管理 (上海) | 38 |
| 台湾カレーハウスレストラン | 27 |